

新型コロナウイルス感染症への対応について（埼玉県教育委員会）

New(新) 緊急事態宣言期間における教育関係の対応（7月30日）

緊急事態宣言期間（令和3年8月2日～8月31日）においては、各家庭で子供たちが「感染防止リーダー」となり、家族ぐるみの感染防止対策を実践することで、児童・生徒が主役となった家庭内での感染防止対策を推進します。また、市町村教育委員会とも連携して、広く県内全域での取組として推進します。部活動は、感染防止対策を徹底した上で実施していきます。活動日数は、週4日以内として、県外での活動や泊を伴う活動は、全国大会やコンクール等に出場する場合を除き禁止とします。また、中学校における部活動について、市町村教育委員会に対し、県立学校に準じた対応を要請してまいります。

緊急事態宣言期間における教育関係の対応

基本的な感染防止対策を徹底した上で夏休み中の教育活動を実施する

1. 家庭内感染防止の取組

- 児童・生徒が主役となった家庭内での感染防止対策の推進（『子供たちが感染防止リーダー』）
 - ・ 各家庭で子供たちが「感染防止リーダー」となり、家族ぐるみの感染防止対策を実践する。
 - ・ 市町村教育委員会と連携して、広く県内全域での取組を推進する。

2. 部活動

- 感染防止対策を徹底した上での部活動の実施

活動日数	県外での活動	泊を伴う活動
週4日以内	禁止	禁止

※ 全国大会やコンクール等に出場する場合を除く

- ・ 健康観察を徹底するとともに、発熱者・体調不良者等の活動参加禁止を徹底する。
- ・ 飛沫感染の可能性が高い活動（大きな発声や身体接触を伴う等）は原則として行わない。
- ・ 自宅と活動場所との直行直帰を徹底する。
- ・ 更衣場面、休憩場面、下校時等における感染防止を徹底する。
- ・ 熱中症事故防止に配慮した感染防止対策を徹底する。
- ・ 中学校における部活動について、市町村教育委員会に対し、県立学校に準じた対応を要請する。